

迷惑行為により 診療をお断り することがあります

安心で安全な診療を環境を提供するため、
以下のような迷惑行為等があった場合には、
警察への連絡、診療をお断りする場合があります。

- ・ 暴言（大声含む）、脅迫的言動、暴力
- ・ ハラスメント行為
- ・ 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院業務を妨げる
- ・ 建物設備等を故意に破損
- ・ 受診に必要な無い危険物の院内持ち込み
- ・ スタッフ及び他の患者さんに対しての迷惑行為など
- ・ 許可無く録音、撮影した場合



ご理解ご協力をお願い致します。

富山ろうさい病院 病院長

病院内での 録音・撮影 禁止

患者さん、来院者および職員の個人情報とプライバシーの保護のため、
許可の無い写真・動画撮影や録音及びSNS投稿行為を禁止します。

 当院の敷地内・建物内では無許可での
撮影(写真、録画等)はご遠慮願います。



カメラ撮影



スマホ撮影



ビデオ撮影



録音

*不審な方を見かけましたら、当院スタッフまでお知らせください。

富山ろうさい病院 病院長